

報道発表資料の配付日時 5月27日(月) 16時30分

| | | | |
|------------------|--|------|--|
| 発表項目 (行事名) | 令和元年度北海道水域利用調整協議会の開催について | | |
| 記者レクチャー のお知らせ | (実施日時) | 発表者 | |
| | | 発表場所 | |
| 概要 | <p>標記協議会を次のとおり開催しますのでお知らせします。</p> <p>1 日時 令和元年(2019年)5月28日(火) 14:00~</p> <p>2 場所 道庁本庁舎B1F 危機管理センターA</p> <p>3 議題 (1) 平成30年度「道内プレジャーボート等集中水域実態調査」の結果について (2) 令和元年度水域利用調整区域の指定について (3) 北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例の点検・見直しについて</p> <p>4 その他 会議は公開とします。事前の申し込みは不要です。</p> | | |
| 参考 | | | |

| | | | |
|-----------------|--|------|--|
| 報道(取材)に当たってのお願い | 北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例(抜粋)を添付(北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例とは、水難事故を防止し、人が楽しく安全に水域で遊べるよう作られた条例で、平成16年から施行されています。今回の協議会では、今年度の水域利用調整区域指定について協議します。) | | |
| 他のクラブとの関係 | 同時配付 | (場所) | |
| | 同時レク | | |

| | | | |
|-------------|--|--|--|
| 担当 (連絡先) | 総務部危機対策局危機対策課 主幹 平野 宏和 TEL ダイヤルイン 011-204-5014 内線 22-556 | | |
|-------------|--|--|--|

北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例（抜粋）

（水域利用調整区域）

第18条 知事は、水難事故等を防止するために必要があると認めるときは、水域利用調整区域を指定し、プレジャーボート等の航行又はプレジャーボート等を使用して行われるレクリエーション活動を制限し、又は禁止することができる。

2 知事は、市町村その他関係するものからの申出により水域利用調整区域の指定をすることができる。

3 水域利用調整区域は、港則法（昭和23年法律第174号）その他法令により船舶交通等の制限又は禁止がされる区域以外の区域とし、人が遊泳し、船舶が頻繁に航行し、又は漁業施設が設置され、その他プレジャーボート等の航行又はこれを使用したレクリエーション活動に伴い人の生命、身体及び財産に対する危険を生じるおそれのある水域について、これらを防止するために必要な最小限のものに限られなければならない。

4 水域利用調整区域は、標識の設置その他の方法により識別できるものでなければならない。

（指定手続）

第19条 知事は、水域利用調整区域の指定をしようとするときは、水域利用調整協議会の意見を聴かなければならない。

2 知事は、水域利用調整区域の指定をしようとするときは、当該区域が属する市町村の長及び当該区域の一部又は全部を管理する者の意見を聴かなければならない。

3 知事は、水域利用調整区域の指定が漁業権の侵害防止等に関係するものであるときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例施行規則（抜粋）

（水域利用調整区域の指定）

第10条 条例第18条第1項に規定する水難事故等を防止するために必要があると認めるときとは、プレジャーボート等が遊泳者等若しくは他の船舶と混在し若しくは混在するおそれがあり又は漁業施設若しくは設備に接近し若しくは接近するおそれがある場合に、水難事故等の発生するおそれが著しいと認められるときをいう。

2 条例第18条第2項に規定するその他関係するものとは、次に掲げるものをいう。

- (1) 北海道警察本部
- (2) 道内の漁業協同組合及び漁業協同組合連合会
- (3) 道内において海水浴場を開設する者

3 条例第18条第2項に規定する申出は、別記第3号様式による水域利用調整区域指定申出書によるものとする。

4 略